

三平代表コラムNO.7

時間ではなく成果で評価される働き方を希望する労働者のニーズに応え、その意欲や能力を十分に発揮できるようにするため、特定高度専門職・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）が創設されます。一定の年収要件を満たし、職務の範囲が明確で高度な職業能力を有する労働者を対象として、長時間労働を防止するための措置を講じつつ、時間外・休日労働協定の締結や時間外・休日深夜の割増賃金の支払い義務等の適用を除外した 労働時間制度の新たな選択肢です。

対象労働者は、使用者との間の書面による合意に基づき職務の範囲が明確に定められ、年収については、「一年間に支払われることが確実に見込まれる賃金の額が、平均給与額の三倍を相当程度上回る」といった事が法定されます。具体的な年収額については、労働基準法第14条に基づく告示の内容(1,075万円)を参考に、法案成立後、改めて審議会で検討の上、省令で規定するとしています。

対象業務は、「高度な専門知識、技術又は経験を要する」とともに「業務に従事した時間と成果との関連性が強くない」といった対象業務とするに適切な性質が法定されます。具体的には、金融商品の開発業務、金融商品のディーリング業務、アナリストの業務（企業・市場等の高度な分析業務）、コンサルタントの業務（事業・業務の企画運営に関する高度な考案又は助言の業務）、研究開発業務等を念頭に、法案成立後、改めて審議会で検討し、省令で適切に規定するとしています。

本制度の適用労働者については、割増賃金の基礎としての労働時間を把握する必要はありませんが、その健康確保の観点から、使用者は健康管理時間（「事業場内に所在していた時間」と「事業場で業務に従事した場合における労働時間」との合計）を把握した上で、これに基づく健康・福祉確保措置を講じることとされています。導入の要件として、以下のいずれかの措置を労使委員会における5分の4以上の多数の決議で定めるところにより講じることが必要であるとしています。

- ① 24時間について継続した一定時間以上の休息時間を労働者に与えるものとし、かつ、1か月について深夜業は一定の回数以内とすること。
- ② 1か月又は3か月について、健康管理時間が一定の時間を超えないこととすること。
- ③ 4週間を通じ4日以上かつ1年間を通じ104日以上の日を与えることとすること。

ること。

さらに、法律上、対象労働者の範囲に属する労働者ごとに、職務記述書等に署名等する形で職務の内容及び制度適用についての同意を得なければならないとし、希望しない労働者には同制度を適用しないこととしています。